【因果関係】

因果関係論-規範(危険の現実化)

因果関係は、偶然的結果を排除し適正な帰責範囲を確定するために判断される。そのため、①事 実的因果関係を前提に,②**客観的に存在するすべての事情を判断資料**として実行行為と結果の**法的関** 連性が認められる場合に因果関係は肯定される。そして、 行為に内在する危険が結果に実現化されたと いえる場合に法的関連性は肯定される。

因果関係一危険の現実化の判断手順 介在事情の寄与度を検討 ▶ 寄与度が低い -▶ 直接的危険実現型 結果の同一性がある場合 結果惹起の危険が実行行為 介在事情が不作為の場合 に存在するなら, 原則肯定 ※) 介在事情が行為者の素因の場合

寄与度が高い

- ・原則的には、介在事情の危険が現実に実現しただけであり、 実行行為の危険が現実化したとはいえないので、否定される。
- ・ 例外として, ① 危険誘発型(誘発状況+介在事情の異常性の不存在) ②危険状況設置型(設置+介在事情の異常性の不存在) の場合…
 - → 実行行為と介在事情があいまって結果を惹起している(共同原因性)ので、肯定される。

(間接的危険実現類型)

- 1. 直接的危険実現型 (以下では、事実的因果関係については特筆しない)
- (1)結果の同一性が認められる場合

甲は、第一暴行でVに内因性高血圧性橋脳出血を発生させた後、意識が不明となっているVを大阪のとある南港に捨てた。そ の後、第三者乙が第二暴行を加えた。第一暴行が、Vの死亡の原因ではあるが、第二暴行によって、死期が早まっている。

- 1. 法的関連性は、実行行為に内在する危険が結果に現実化したといえる場合に肯定される。
- 2. 本件では、実行行為に内在する危険が結果に現実化したといえる。
- (1) まず、実行行為(第一暴行)と結果(Vの死亡)の間に、第三者乙の第二暴行という介在事情が存在す る。もっとも、かかる介在事情が存在したとしても、仮に介在事情が存在しなかった状況と比べて死 期が幾分か早まったにすぎず、死亡したという事実・死亡原因に差はないので、結果に実質的な差 はみられないと評価できる(※1)。したがって、介在事情の寄与度は低い【寄与度が低いことの明示】。
- (2) そして、実行行為自体に、Vの内因性高血圧橋脳出血の危険性は存在した(※2)【実行行為に結果発 生の危険があったことの明示】。よって、実行行為の危険が結果に現実化したと評価できる。
- (※1)介在事情が存在した現実の結果と、介在事情が存在しなかった仮定の結果を比較して、結果の同一 性が認められることから、介在事情の寄与度の小ささを示す。
- (※2)人体の枢要部である頭部を多数回殴打すれば、脳挫傷や頭がい骨骨折や脳内出血などの危険があ るところ、Vはこの恐怖心に基づく心理的圧迫による血圧上昇で、内因性高血圧橋出血を発症し、意識不 明の状況になり、死に至っている。

(2)介在事情が不作為である場合

甲は、深夜の路上で底の割れたビンでVの左頸頭部を突き刺す(実行行為)などして刺創による左後頸頭部血管損傷等の障害を負わせた。入院したVは、翌日未明までに止血のための緊急手術を受け、術後、一旦は容体が安定し、担当医は加療機関について、良好に経過すれば約3週間との見通しを持った。しかし、Vは無断退院しようとして、体から治療用の管を抜くなど安静に勤めなかったため、それが原因で容体が急変し、5日後に上記刺創に基づく口頭循環障害による脳機能障害により死亡した。甲の罪責を述べなさい。

- 1. 法的関連性は、実行行為に内在する危険が結果に現実化したといえる場合に肯定される。
- 2. 本件では、実行行為に内在する危険が結果に現実化したといえる。
- (1) まず、実行行為(刺傷行為)と結果(脳機能障害)の間に、**甲の治療拒否という不作為の介在事情**が存在する。もっとも、**かかる不作為の介在事情**は、甲の行為の**危険性が相当程度残存**している状況で、**危険を<u>減少させることが可能だったのに減少させなかっただけ</u>であり、<u>甲の行為により惹起され</u>た脳機能障害による死の危険を増加させるものではない。**
- (2) この点で、上記**不作為の介在事情には、結果を惹起する物理的因果力がない**ので<u>結果への寄与度</u> は小さいと評価できる。[介在事情の寄与度が低いことの明示]
- (3) そして、実行行為自体に、Vの死の結果発生の危険性は存在した[実行行為に結果発生の危険があったことの明示]。よって、実行行為の危険が結果に現実化したと評価できる。

【補足】医師の医療行為によって生命の危機を脱していたことをどう評価するか。

- (1) 加療期間は、良好に経過すれば3週間であって、治癒に至ったわけではないのであり、**良好に経過しなければ危険な状態にあったことは否定できない。**
- (2) よって, <u>行為者が設定した物理的危険が医師の治療行為を経てもまだ残存</u>しており, 残存した危険が結果に結びついたといえる。

(3)介在事情が行為者の素因である場合

強盗犯人が老女を布団蒸しにしたところ、老女に心臓疾患があり、急性の心臓麻痺を起こして死亡した。

因果関係は、偶然的結果を排除し適正な帰責範囲を確定するために判断される。そのため、①条件関係を前提に、②**客観的に存在するすべての事情を判断資料として**実行行為と結果の法的関連性が認められる場合に因果関係は肯定される。そして、行為に内在する危険が結果に実現化されたといえる場合に法的関連性は肯定される。

本件では、老女に心臓疾患という素因が存在するところ、布団蒸しという**実行行為の危険性は、右素因を 踏まえて判断するべき**である。